

議案第 5 号

亀山市行政手続条例の一部改正について

亀山市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例

亀山市行政手続条例（平成19年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）
 及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）
 については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を亀山市公告式条例（平成17年亀山市条例第3号）別表に掲げる掲示場に掲示することによって行うことができる。</u> <u>この場合においては、</u> <u>掲示を始めた日から2週間を経過し</u>

4 前項の公示の方法による通知は、
不利益処分の名宛人となるべき者の
氏名、第1項第3号及び第4号に掲
げる事項並びに当該行政庁が同項各
号に掲げる事項を記載した書面をい
つでもその者に交付する旨（以下こ
の項において「公示事項」という。）
を法第15条第4項の総務省令で定
める方法により不特定多数の者が閲
覧することができる状態に置くとと
もに、公示事項が記載された書面を
亀山市公告式条例（平成17年亀山
市条例第3号）別表に掲げる掲示場
に掲示し、又は公示事項を当該行政
庁の事務所に設置した電子計算機の
映像面に表示したものの閲覧をする
ことのできる状態に置く措置をとる
ことよって行うものとする。この
場合においては、当該措置を開始し
た日から2週間を経過したときに、
当該通知がその者に到達したものと
みなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた
者（同条第4項後段の規定により当
該通知が到達したものとみなされる
者を含む。以下「当事者」という。）

たときに、当該通知がその者に到達
したものとみなす。

[項を加える。]

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた
者（同条第3項後段の規定により当
該通知が到達したものとみなされる
者を含む。以下「当事者」という。）

は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条

は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28

第1項」とあるのは「第28条」と、
「同条第4項後段」とあるのは「第
29条において準用する第15条第
4項後段」と読み替えるものとする。

条」と、「同条第3項後段」とある
のは「第29条において準用する第
15条第3項後段」と読み替えるも
のとする。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。